

## 行政認定と司法判断の乖離についての留意点 (これまでの議論を基にした整理)

### 1 行政認定、司法判断と科学的研究との関係

- 科学的な研究には、研究者個人の責任で研究をする段階、それを発表する段階、そして様々な検証を経て、最終的に科学者の合意が形成される段階がある。放射線の分野では、科学的に厳密な検証を行い、国際的な合意を確立するための枠組として、国連科学委員会（UNSCEAR）があり、そこでなされた合意を踏まえ、放射線防護基準の考え方を勧告する国際組織である国際放射線防護委員会（ICRP）がある。これらは、各国における放射線防護基準の基礎となっている。行政認定も司法判断も科学的な研究を参考にはしている。
- 一方、司法は法的な判断をする場であり、科学的な真実を究明する場ではない。また、自然科学による知見だけがすべてを決する構造にはなっていない。科学的知見について両説ある場合には両説あるものとして訴訟手続上の前提とせざるを得ず、科学的知見によって決着がつけられない場合であっても、それをもって「因果関係なし」とすることはできない。
- 行政認定はより科学的なベースでの判断であり、現在、科学者等による医療分科会において、「新しい審査の方針」に基づき、原爆症認定審査が行われている。「新しい審査の方針」は、原爆症認定集団訴訟における敗訴判決を経て、当時の与党PTの提言を基に、厳密な科学的知見にこだわらず、より幅広く被爆者救済の立場に立ったものとして、策定・改定されたものである。

### 2 これまでの議論を基にした整理（検討の視点）

#### （1）科学的知見に基づく判断について

- ① 科学的知見を基本に原爆症認定を行うこと自体は合理性があるのではないか。
- ② 科学的知見は日々発展するものであり、現在は国際的に合意された科学的知見ではないものが、将来、合意された知見になる可能性があることや、放射線によって生じるとされるがん、白血病、白内障といった疾病は、加齢や生活習慣で誰もが罹患しうる疾病のため、放射線による影響とこうした影響を厳密に切り分けるのが非常に難しいことなどを考えると、厳密な科学的知見に基づく証明のみをもって放射線起因性を判断していくのでは十分とは言えないのではないか。

- ③ 原爆の科学は科学として国際的に正しく発信されるべきであるから、日本固有の司法、行政の問題が科学に影響を与えないこと、科学に限界があることを前提とした行政認定の在り方を考えるべきではないか。

(2) 司法判断について

司法判断については、証拠を総合検討して個々の判断で救済しているものであり、個々の判断は個別事例として存在していること、また、司法判断は基本的には裁判官の自由心証主義によっており、判決相互間でも判断が分かれていることから、個別の司法判断を行政認定として一般化することはできないのではないか。

※ 放射性起因性には、「高度の蓋然性」が必要であるとの考え方が、最高裁判例により、確立している。

(3) 議論すべき点

科学的知見に基づく判断と司法判断との双方に限界があることを踏まえ、行政認定はどのような立場に立つて行うべきか。